別記様式第三号及び別記様式第四号を次のように改める。

別記様式第３号（第３条関係）

（Ａ４）

工事業登録申請者（法人の役員／本人／法定代理人／法定代理人の役員）の調書

現住所	郵便番号（　-　） 電話番号（　）　-		
フリガナ 氏　名		生年月日	年　月　日生
職　名		最終学歴	
賞罰 年月日	賞罰の内容		

上記のとおり相違ありません。
年　月　日

氏名　　印

備　考

1　（法人の役員／本人／法定代理人／法定代理人の役員）については、不要のものを消すこと。

2 総株主の議決権の100分の５以上を有する株主又は出資の総額の100分の５以上に相当する出資をしている者については、「職名」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載を要さない。

3 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

別記様式第４号（第３条関係）

（Ａ４）

浄化槽設備士の調書

現住所	郵便番号（　-　） 電話番号（　）　-		
フリガナ 氏　名		生年月日	年　月　日生
営業所名		最終学歴	
職　名			
賞罰 年月日	賞罰の内容		

上記のとおり相違ありません。
年　月　日

氏名　　印

備　考

「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

別記様式第五号中「（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）」を削り、「役名」を「役名等」に改め、同様式表面に備考として次のように加える。

備考

総株主の議決権の100分の５以上を有する株主又は出資の総額の100分の５以上に相当する出資をしている者については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとする。

（解体工事業に係る登録等に関する省令の一部改正）

第三条　解体工事業に係る登録等に関する省令（平成十二年国土交通省令第九十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「をいう」を「をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む」に改め、同項第二号中「略歴を記載した書面」を「住所、生年月日等に関する調書」に改め、同条第五項中「略歴書」を「調書」に改める。

別記様式第一号中「準ずる者」を「準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の５以上を有する株主又は出資の総額の100分の５以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）を含む。」に、「役名」及び「役職」を「役名等」に改め、備考３を備考４とし、備考２の次に次のように加える。

3　総株主の議決権の100分の５以上を有する株主又は出資の総額の100分の５以上に相当する出資をしている者については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとする。

別記様式第四号を次のように改める。

別記様式第４号（第４条関係）

（Ａ４）

登録申請者（法人の役員／本人／法定代理人／法定代理人の役員）の調書

現住所	郵便番号（　-　） 電話番号（　）　-		
フリガナ 商号、名称又は氏名		生年月日	
賞罰 年月日	賞罰の内容		

上記のとおり相違ありません。
年　月　日

氏名　　印

備　考

1　（法人の役員／本人／法定代理人／法定代理人の役員）については、不要のものを消すこと。

2 総株主の議決権の100分の５以上を有する株主又は出資の総額の100分の５以上に相当する出資をしている者については、「賞罰」の欄への記載を要さない。

3 「生年月日」の欄は、登録申請者が法人である場合は記載しないこと。

4 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。